

第十三回国会 衆議院 大蔵委員會議録第四十六号

昭和二十七年四月三日(木曜日) 午前十一時二十八分開議

出席委員

委員長 佐藤 重遠君
理事 小山 長規君 理事 佐久間 徹君
大上 可君 吉米地英俊君
三宅 則義君 宮原幸三郎君
武藤 嘉一君 早稲田清五郎君
松尾トシ子君 高田 富之君
深澤 義守君 中野 四郎君

出席政府委員

総理府事務官 長岡 伊八君
(特別調査官) 管理部長
大蔵事務官 河野 一之君
(主計局長)
大蔵事務官 平田敏一郎君
(主計局長)
大蔵事務官(主 北島 武雄君
税務局長) 税務局長

委員外の出席者

大蔵事務官(管 小林 英二君
財局総務課長) 大蔵事務官(国 原 純夫君
税庁直税部長) 専門員 榎木 文也君
専門員 黒田 久太君

四月二日
特別調査資金設置令の一部を改正する法律案(内閣提出第一四八号)

同日
漆器に対する物品税撤廃の請願(前田正男君紹介)(第一八四一号)
財務局職員の行政整理反対等に関する請願(青野武一君紹介)(第一八四四号)
在外公館等借入金返還促進に関する

請願(前田榮之助君紹介)(第一九二二号)
在外資産の調査に関する請願(西村榮一君紹介)(第一九二三号)
同(前田種男君紹介)(第一九二四号)
同(井上良二君紹介)(第一九二五号)
同(周東英雄君紹介)(第一九二六号)
旧陸軍共済組合員に年金交付に関する請願(松岡駒吉君紹介)(第一九二九号)

の審査を本委員会に付託された。
同日
北海道拓殖銀行の長期及び短期融資兼営に関する陳情書(北海道議會議長長壽田余吉)(第一二二七号)
未復員者給與法の適用患者の療養保障に関する陳情書外五件(国立療養所豊福園垣田正外五名)(第一二二八号)
を本委員会に送付された。

本日の會議に付した事件。
連合審査会開会に関する件
固有財産特別措置法案(内閣提出第五九号)
日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律案(内閣提出第一三三三号)
日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律案(内閣提出第一三四号)

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う固有の財産の管理に関する法律案(内閣提出第一三五号)
特別調査資金設置令の一部を改正する法律案(内閣提出第一四八号)

○佐藤委員長 これより會議を開きます。
議案の審査に入ります前に連合審査会開会の件につきましてお諮りいたします。ただいま本委員会におきまして審査中の固有財産特別措置法案につきまして、昨日地方行政委員会から連合審査会を開いてほしい旨の申出がありました。これをいれて、本案につき地方行政委員会と連合審査会を開くことに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○佐藤委員長 御異議なきようでありますから、さよう決定いたします。なお連合審査会開会の日時等につきましては、委員長に御一任をお願いいたします。

○佐藤委員長 次に、昨日日本委員会に付託に相なりました特別調査資金設置令の一部を改正する法律案を議題といたしまして、まず政府当局より提案趣旨の説明を聴取いたします。大蔵省主計局長河野一之君。

特別調査資金設置令の一部を改正する法律案
特別調査資金設置令(昭和二十六

年政令第二百五号)の一部を次のように改正する。
第一條中「連合国軍」を「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約に基き駐留するアメリカ合衆国軍隊」に改める。

附則
この法律は、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約の効力発生の日から施行する。

○河野(一)政府委員 ただいま議題となりました特別調査資金設置令の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。
特別調査資金は、連合国軍の需要に應ずる物及び役務の調達を円滑に処理するため設置されたものであります。今日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約の締結に伴いまして、一応この資金を、同條約に基いて駐留するアメリカ合衆国軍隊の需要に應ずるための物及び役務の調達に要する支拂い資金としても、使用することができるようになる必要があらりますので、特別調査資金設置令に所要の字句的な改正を加えるため、この法律案を提出した次第であります。

何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願いいたします。

○佐藤委員長 次に固有財産特別措置法案、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律案、日本国とアメリカ合

衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律案及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の財産の管理に関する法律案の四法案を一括議題といたしまして、前会に引き続き質疑を継続いたします。質疑は通告順によつてこれを許可いたします。

○深澤委員 固有財産特別措置法案に關連いたしまして、前会に引続きまして質問をしたいと思ひます。
第五條の普通財産の場合において、地方公共団体に譲與することができるといふ規定があるのであります。私は念のため東京都の係官の意見を聞いたのであります。普通財産を無償で譲與を受けるといふことは、まことにけつこうなことである、ところがなかなかその管理費、維持費あるいは改築費等がかさむので、これはだだに喜ぶべきことであるといふ、あるいは、受取る性質のものでないといふ意見もあるものであります。国は相当たくさん普通財産を持つておられますが、国自体が持つておつても、その管理に非常に経費を要するものもたくさんあるもので、そういうものを地方公共団体に肩がわりするといふような形になるのであります。その場合において国といたしましては、今具体的な問題もありませんが、これらの財産に対しまして維持費、管理費等の補助を出すというようにな建前になつておるのかい。

その点をひとつお伺いしたいと思ひます。

○小林説明員 ただいまの御質問の点は、第五條の、特に「戦災者、引揚者又は保護を要する生活困難者の收容施設」がそれに該当するのではないかと考へております。御指摘のような点も中心にはあるかと思ひますが、大體私たちが各都道府県なりあるいはまた關係の市町村の御意見を聞きますと、現在は無償貸付のことになつておりますが、早くこれをもちつた方がよいといふ御意見が大多数でございます。なお今御質問の点の維持費等の補助の規定があるかどうか、この問題でございますが、この点については現在予算的には何も持つておりません。いずれ主計局の方から通知があると思ひますが、そういうことになつております。

○深澤委員 地方公共団体に講與する場合の具体的な条件であります。これは戦災後非常に混乱いたしておりますが、事実上民生委員等があつておりましたして戦災者、引揚者等の住居に充てておる普通財産等もたくさんあるやうであります。正式には大蔵省との關係において、地方公共団体が貸付を受けているという手続はふんでいないのであります。しかし地方公共団体に關連する民生委員等が、処置をしておるといふものもあるやうであります。そういうものもやはり地方公共団体に準じて、処理するということになりますのか。それともそれは別途の扱いをするのか。その点をひとつお伺いしたい。

○小林説明員 この法律の規定によりましては、この法律施行の際というこゝとなつております。この法律の施行規則をいたしましては、四月一日から施行することになつておりますが、これはまた別途御修正をお願いするやうなことになつておるのでございます。現在そういうやうな事例は実は聞いておりませんが、そういう貸付につきましては、形式的に一時使用という書式をふんでないものであります。事実を目しまして私の方としては処理したい、こう考へております。

○深澤委員 それから条件付売拂いという問題が第七條にあるのであります。この場合たとえば戦災者あるいは引揚者等の建物が、地方公共団体が固から貸し付けられていない。それから直接大蔵省の方との關係においても、貸付ということが確定的でない。だが事實は戦災者、引揚者が入つておるのであります。戦災者、引揚者はそれを拂ひ下げてもらいたいというやうな意向もあるのを、具体的に私は知つていないのであります。そういうやうな場合においては、現在居住している引揚者あるいは戦災者等に拂下げをするということができるのかどうか。地方公共団体は正式にも形式的にも借りていない。それは話はしておるが、どうもこの法律施行の当日において、地方公共団体がこれを貸し付けておつた、あるいは管理しておつたという具体的な事實も証明されない。しかし現実においては民生委員等のあつせんによつて引揚者、戦災者が入つておる。それをいつ最近になつて大蔵省も気づいたといふやうな建物があつたのであります。そういうものは地方公共団体には講與できない。しからばそれを直接引

揚者、戦災者等の現在の居住者に拂下げをするということができるかどうか。その点をひとつお伺いしたい。

揚者、戦災者等の現在の居住者に拂下げをするということができるかどうか。その点をひとつお伺いしたい。

○小林説明員 御質問のありましたやうな事例につきましては、個々の具体的なケースにつきまして、それら措置がなされるかと思ひますが、公共団体の方で無償でもらいたたいという要望もなく、そしてそこに住まれておる方がそれをほしいという場合におきましては、私どもの方としては譲渡を考へておる。現在住んでおる方に売るという考へ方をいたしております。その場合におきましては、一種の優遇措置をいたしまして、十一條の方の延納の特約——もちろんその価格をいたしましては時価といふことになるわけですが、その代金の拂いにつきまして、延納を認めるという措置を講じておるわけでありま

○深澤委員 私は具体的にお伺いしたのであります。国税庁の元の關係であります。旧西國稅務署の焼ビルがあるのがあります。それがつい最近大蔵省の普通財産に編入されたのであります。ところがそれは終戦直後において戦災者、引揚者等が、民生委員並びに援護會等のあつせんによつて、そこに居住するやうになつたのであります。しかし東京都はこれを知らない。大蔵省も実はこれを知つたのであります。そこで戦災者、引揚者の諸君は、一部にまたこれを取上げてメリヤス會館にするといふやうな運動もあつたやうであります。そうされる自分たちの居住権が脅かされるといふことで、大蔵省に交渉をいたしました。従来の家賃と申しますか、弁償金と申しますか、そういうものを拂うか

ら、できれば拂下げしてもらいたたい、こういうやうなお願ひをしておるわけでありませう。この問題につきまして、具体的に拂下げをすることができるとするならば、これは個人々々に拂下げするといふわけに行かないと思ひますが、住宅組合といふやうな法人か何かをつくりまして、拂下げを受けるといふことになりませうか。個人々々に売り渡すことになりませうか。それからその場合における焼けビルの価格の算定等は、どういふ基準に基いておやりになるのか。その点をひとつ、こまかい問題であります。この際お伺いしたいと思います。

○小林説明員 ただいま御指摘のありました旧西國稅務署の跡地は、いわゆる行政財産と申しまして、現在としてまはしては、東京國稅局の所管の公有財産になつておるわけでありませう。その財産につきまして、実は稅務署の方で御指摘のあつたものは、公有財産になつておるのであります。これにつきましては、国有財産法におきましては、その目的を妨げない限度においては、使用させてもよいといふやうなことになつておるわけでありませう。その点もし使用料をとつておらぬとか、あるいはまたそれをどういふふうにおらぬか、何か一度使用をやつておらぬかどうか、こういうやうな点につきましては、実はまだ東京國稅局の方から報告を受けておりませんが、その点につきまして、さらにまた処理いたしたいと思つております。なおこれを国有財産すなわち処分財産とした後におきまして、どういふふうにおらぬか、これにつきましても、

さらに実地を調査いたしまして、具体的にきめられるだらうと思ひます。御指摘のやうに、組合でなければいかぬとか、あるいは個人でなければいかぬと考へておる。その実情に即したやうな考へ方で行きたい。それからなお価格をどうするかといふことでございませうが、抽象的に申しますれば、これは時価で売るといふことにはなるのです。すなわち現在の価格で、たとえば焼けビルとかそういうものでございませうれば、その値段で売り拂う、こういうことにならうわけでございます。

○深澤委員 それから第九條の、旧陸軍省、海軍省及び軍需省の所管に屬しておつた普通財産のうち機械及び器具の問題であります。これを政令で定める事業者に対しまして、老朽した機械及び器具とこれを交換してやる。そうして交換して引取つた物は、これをくず化してしまふといふことであります。ところが、この旧陸軍省、海軍省、軍需省の所管しておつた普通財産で、現在の日本の産業の合理化推進のために役に立て得るといふやうなものは、非常にたくさんあるのかどうか。その点をひとつお伺いしたい。

○小林説明員 旧陸軍省、軍需省の所管に屬しておりました機械類、これは機械が大部分でございます。それはほか器具も入つておりますが、大體三十三万点程度になつておりました。そのうち特別機械といふので、兵器をつくる機械といふやうなものにつきましては、破壊命令が出ましてこれを破壊したわけでありませう。それからなお機械として不十分だといふので、これをスクラップを條件といたしまして、賤

買で処分するやうな考へ方を考へておる。その点をひとつお伺いしたい。

○小林説明員 この法律の規定によりましては、この法律施行の際というこゝとなつております。この法律の施行規則をいたしましては、四月一日から施行することになつておりますが、これはまた別途御修正をお願いするやうなことになつておるのでございます。現在そういうやうな事例は実は聞いておりませんが、そういう貸付につきましては、形式的に一時使用という書式をふんでないものであります。事実を目しまして私の方としては処理したい、こう考へております。

○深澤委員 それから第九條の、旧陸軍省、海軍省及び軍需省の所管に屬しておつた普通財産のうち機械及び器具の問題であります。これを政令で定める事業者に対しまして、老朽した機械及び器具とこれを交換してやる。そうして交換して引取つた物は、これをくず化してしまふといふことであります。ところが、この旧陸軍省、海軍省、軍需省の所管しておつた普通財産で、現在の日本の産業の合理化推進のために役に立て得るといふやうなものは、非常にたくさんあるのかどうか。その点をひとつお伺いしたい。

○小林説明員 旧陸軍省、軍需省の所管に屬しておりました機械類、これは機械が大部分でございます。それはほか器具も入つておりますが、大體三十三万点程度になつておりました。そのうち特別機械といふので、兵器をつくる機械といふやうなものにつきましては、破壊命令が出ましてこれを破壊したわけでありませう。それからなお機械として不十分だといふので、これをスクラップを條件といたしまして、賤

買で処分するやうな考へ方を考へておる。その点をひとつお伺いしたい。

○深澤委員 それから第九條の、旧陸軍省、海軍省及び軍需省の所管に屬しておつた普通財産のうち機械及び器具の問題であります。これを政令で定める事業者に対しまして、老朽した機械及び器具とこれを交換してやる。そうして交換して引取つた物は、これをくず化してしまふといふことであります。ところが、この旧陸軍省、海軍省、軍需省の所管しておつた普通財産で、現在の日本の産業の合理化推進のために役に立て得るといふやうなものは、非常にたくさんあるのかどうか。その点をひとつお伺いしたい。

○小林説明員 旧陸軍省、軍需省の所管に屬しておりました機械類、これは機械が大部分でございます。それはほか器具も入つておりますが、大體三十三万点程度になつておりました。そのうち特別機械といふので、兵器をつくる機械といふやうなものにつきましては、破壊命令が出ましてこれを破壊したわけでありませう。それからなお機械として不十分だといふので、これをスクラップを條件といたしまして、賤

補償が普通の十分の一くらいの補償しかしなかつたという様な時代から考へまして、たとい予算が倍になりましようとも、これは十分の補償措置は講ぜられないというぐあいには、われわれは考へるのであります。この点は幸いに河野主計局長がおいでになつておられますから、この予算面から言つて、補償料というものが従来の借上料の倍程度にしなければならない。こういう根拠に基いて予算をお組みになつておられるのか。その点をひとつ主計局長からお伺いしたいのであります。

○河野(一)政府委員 過去におきます土地、建物の借り料等が非常に低かつたというお話でありまして、その時はマル公もございまして、そういう価格でやつておりましたので、非常に不当に低い価格であるとも私も考へておりません。ただ最近不動産の審議会がございまして、その答申をいれまして、たしか昨年八月くらいから従来の三倍程度にいたしておると思ひます。当時答申には五倍にしたらというふうな御意見もございましたので、この借り料を本年度から相当上げたというふうなことで、御指摘の通り九十二億四程度を防衛支出金から一応予定して、こういう次第に相なつております。

○深澤委員 長岡さんにお伺いしたいのであります。実際に特調としての事務を中心になつて担当せられておる長岡さんといつたしまして、この範圍の予算で十分の補償ができる、そういう土地收用等の強行手段に基かずに、円満に解決するといふ御自信が御ありになるかどうか。その点をひとつお伺いしたいと思ひます。

○長岡政府委員 予算との関係は、実はわれわれもいたしまして予想いたしておりましたことは、相当のものがここで解除になるのではないかと。その意味におきまして、借り賃は大蔵省の方でも協議いたしまして措置いたしたいと考へておりますが、今の情勢でございまして、家なり土地が返つて来るものがあるもので、何とか措置できるのではないかと、かように考へておる次第でございまして。

○三宅(剛)委員 私は国有財産の特別措置法案、並びに日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約に基きまして、河野主計局長並びに長岡政府委員の両者にお尋ねしたいと思ひるのでございまして。

まず昨日長岡管理部長にお尋ねしたのでございまして、特別調達庁がただ調達庁となつた、こういうことになりまして、今後アメリカ軍の要請等によりまして、相当広汎に日本の内地のものを供給しなければならぬ、こういう点が出て来るわけであると思ひ、いろいろ点がございまして、昨日長岡さんにお伺いたしまして、今度の法律によりまして向うが直轄いたしますその工事あるいは請負工事等につきましては、日本内地の方では干渉することができない。今までは特調といふものがありまして、相当程度までの役を勤め、内外の、あるいは向うの苦情、こちらの苦情等をさばいて円満にやつておつたのであります。今度の協定によりまして、直接工事におきましては、何ら日本に発言権がない、管理権もあるいは指導権その他の仲介権もない、こういう御趣旨のように承つておるの

でございまして、主計局長もそういうような意味合いで、今後おやりになる御予定でございませうか。ひとつ御構想なり御所見なりを承りたいと存じます。

○河野(一)政府委員 長岡さんがどういふふうに言われましたか、であります。従来特調でやつておりました仕事は、幾多の変遷を遂げておるわけでありまして、終戦当時におきましては、ほとんど占領軍関係のあらゆる調達をやつておりました。電気、ガス、水道、そういうふうな経常費から、兵舎、住宅工事、ほとんどすべて特調の手を通さざるはなしというふうなものであつたわけでありまして、だん／＼仕事が一段落しましたのと、それからこの間に昨年の七月からは従来の終戦処理費系統のものにつきましては、大体半々の負担ということになりまして、労務費は大体ドル拂いでやつていただくのであります。これは特調を通じまして、間接調達の式でやつておりました。その他の電気、ガス、水道といつたものは、これは特調を通じておやりになつておる。そのほかに大きな工事につきましては、これは大体において一部あります。特調を通じて、あるいは特調という形式のものもございまして、直接おやりになつておるというふうな關係で、大分様子がかわつて来ております。しかし今後の問題といつたしまして、移転等に伴ひまして各種の工事が起るでございませう。これはこちらの負担になるものもございませう。また向う自身でやつていただくものもございませうが、この行政協定にありませう通り、いろいろなそう

いつた調達は、日本国の経済に不利な影響を及ぼさないようにやるというこゝとで、お互いに合同委員等におきまして、その施設の計画あるいは契約等につきまして十分協議いたしまして、そのいろいろ不利な影響が出ないようになつておるわけでありまして。

○三宅(剛)委員 合同委員会におきまして、いろいろお話も昨日本承つたわけでありまして、さて実際の工事面を担うたして参りますと、直轄であります。と相當言葉が通じなかつたり、あるいは習慣が違ひましたりいたしまして、日本と向うとは合致しない場合も相當ある、この考へられるのであります。そのためにはなほ失礼な話であります。日本国の一般の事業者等が、アメリカさんは信頼できないというふうなことになつたのでは、たいへんだという意味合ひもございまして、向うも親切な立場において指導し、あるいはこれを利用するということになるわけでありませうから、やはりある程度まで政府といたしましては責任を持つてこれを監督し、管理する必要があると思ひます。将来これはな

く御意思でありませうか。もう一ぺん承つておきたいと思ひます。

○河野(一)政府委員 大体労務關係は別といたしまして、おそろしく直接調達的方式で行かれないかと思ひます。これは三宅さんのおつしやるようないろ／＼御懸念もあると思ひます。向うの企画に従つて向うで調達する。向うの必要に應じてやるわけでありませうから、これをこちらで請負いましてやるというの、独

立国と獨立国の間においていかになものでございませうか。従来のような占領下において、日本国民の税金において負担しなければならぬといつたものは、ともかくでありませうが、向うが支出してやるという場合において、こちらがそれに対していろいろなさしずをする。もちろん安く調達した方がアメリカのためにはありませうけれども、今後においてはドルの契約ということになつた、円建の契約でおそろしくおやりになると思ひますが、そういうた物資のあるいは買ひあさりとかあるいはその他の面において、日本経済に不利な影響を與える、こういうことであつては困るのであります。その大綱について御相談をさせていただくということに相なりますれば、それで結構な事足りるのではないかと。ただこの御指摘がございまして、契約その他の條項においていろいろな点不利である、あるいは言葉が通じない、こういうふうな問題が多少あることは事実であります。しかし現在やつております契約のいろいろな條項等につきまして、改訂すべき問題については、目下予備作業班において協議いたしております。たとえて申しますと、五万ドル以上はアメリカの陸軍長官が最後の決定権を持つとか、そういうふうないろいろな條項がございまして、そういうふうな問題についていろいろ不利にならぬように、対等の立場においてできるうちに、現在協議しておる段階であります。

○三宅(剛)委員 主計局長にお尋ねするのはどうかと思ひましたが、実はせつかくおいでくださいましたし、また全般の財政経済を担当いたしておりま

○佐久間委員 二、三日前に私が直税部長にお尋ねいたしましたのでありますが、それは給與所得者の年末調整に關してであります。過納の場合が相当出て来ておるのでありますが、これが自然地方税に影響しておる、こういう陳情を受けておるのであります。相当な数字が実は出ておるのでありますけれども、国税局にこの資料を渡しなされたものでありますから、今ここに持つておらぬのですけれども、この取扱についてきまして地方当局は非常に困つておる、こういう現状でございます。

これは法制上の欠陥であるのか、あるいは取扱い上の不備かもしれないのでありますけれども、政府はこういう場合、これに対して将来どういう考えをもつて対処して行くのであるか。これをひとつ平田主税局長から、御説明をいただきたいと思つてあります。

○平田政府委員 御指摘の問題はおよそらく年末調整の際の税額と、それから確定申告の際の最終税額、これに計算上の誤差が出て来た場合に、どう処理するかという問題であらうと思つておるが、理想として申し上げますと、実は誤差がないようにするのが税制の上における理想でございます。私どももその点につきましては、作成する際に工夫して見たのであります。ところが、そういうことをなくするためには、場合によつては表を五倍程度にふやさないければならぬ。これもまた非常に厄大なものになりまして、取扱い上これまた非常に煩雜になりますので、一応ある程度の誤差を生ずるの、いたし方がないといふことになつておる次第でございます。若干取り不足になる人と取り過

ぎになる人とございます。もちろんその金額が大きければ大問題でありまして、そのような措置をとるのはどうかと思つたのであります。納むべき税額に對しまして大体一割以下、つまり年額五万円の所得税に對しまして二、三百円とか四、五百円、その程度の税額の差が出て来る、こういうことになつておるのでございます。その際に不足した税額につきまして、これを申告によつて追徴するといふのは、どうも行き過ぎではないか。そこまで行く必要は必ずしもないか。しかし取り過ぎになつたものにつきましては、これはやはり確定申告が出来ますれば、その確定申告に應じて返すといふ建前に実はいたしておるのでございます。年末調整で打切つてしまふのも一つの行き方でございますが、そうしますと、一般の申告納税者より源泉納税者が不利になるという結果になります。取り不足のものはわずかでありますから、もう目をつぶつて申告を要しないことになつておるんですが、あくまでも取り過ぎになつた分は申告があれば返す、こういう建前にいたしておる次第でございます。おそれるその問題に關連して、その事実を少しあとで知りましての方々が、問題にしておるというのが現状ではないかと思つておる。もちろんこの問題は法制上の建前といたしましては、確定申告をしていただくことで、税務署が確認しました場合に、あるいは支拂者の方に過納額を提示いたしまして、その次に納める税額に充當して、源泉税額から控除することができるとなつておるのでございます。これがうまく行われますれば、

ば、實質負担には影響がないといふことになつておる。でございますが、どうもその事実を最初から知らぬ人が相当あつたやうでございます。それから中には数多く出て来る場合もございまして、本年その辺のことが若干スムーズに行かなかつたやうな点があるやうに、見受けられるのでございます。しかしこれは本年はあくまで期限の二月末日までに申告した人といつたしまして、これはひとつ源泉課税だけではございませぬ。たとえば預金利息等につきましても、同様な問題があるのでございまして、そういうのはすべて二月末まで一応打ち切つて、処理することになつておる。今からさかのぼつていたしましては、どうも無理ではないかといふふうな考へがあるのでございませぬ。もちろん申告がございまして本税額が直りますれば、基礎がかわつて来ることになるので、地方税の方もそれに應じて直さなければならぬので、二月末日までにその申告がなければ、やはり元納めた税額で地方税もかかつて来る、こういうことに相なる次第でございます。将来の問題として、過不足の出る人もつと少くするやうに考へてみたかどうか。と申しますのは、全部なくするためには非常に厄大な税額を要するのであります。その教をうんと狭めますれば實際的な問題がよほど少くなりますので、二倍ないし三倍程度にするところまで行きますかどうか、その辺もなお少し研究してみたい、そうしてなるべく過不足ないように措置するのが一つであります。それからもう一つは過不足が生じた場

合におきまして、過納額につきましても、もう少し周知をよくはかりまして、たとえば支拂者等につきましても、ためて計算して、一応申告書をつくらせてもらつて、その税務署で確認してもらつて、その分をすく二月の税額から相殺する、こういう行き方をとりますれば、比較的早く処理できるのではないかと考へておられるので、今後問題としてなおよく検討いたしまして、そのような問題は額が小さいので大した問題でないといふことにもなりますが、何しろ相当の人に影響がございしますので、さらに一層合理的に処理するやうに努めて行きたいと思つておる次第でございます。

○佐久間委員 御説明で大体わかつたのであります。過納の場合相手方の希望するところは、税務署の方から早く誤差を発見して、これを次の納税の額から差引くとか、あるいは本人に還付するとかいふやうなことをやつてもいいといふことではあります。少くくらの不足やあるいは滞納の場合に、幾分甘えた気持がもたらせられけれども、そういうことを言つておられます。それと一つは、地方の人はなか／＼確定申告なんといふことに重きを置いておらぬものだから、その処置が十分に敏速に行われぬ。こういうわけで自然地方税の方へ影響がございまして、地方税を賦課する地方当局がさんざん文句を言われているというのが実情であります。私の方へ参りました資料を見ますと、神奈川県の大山町一町で給與所得者の過納になつておる分

が、今ちよつと資料がございませぬから、よくわかりませぬけれども、二十件くらいあつたやうに思つておる。一町でそれくらい出て来るのであります。それを納税者が見つけて、政府のやることに美に不親切な言ひを言つておる。その将来を考へたときに、これが他の納税者に悪い影響を興えるから、一日も早く是正してもらいたいといふやうな希望を言われておるのであります。そんな状態でございますから、一日も早くこれを今平田君の言われたやうに、何らか方法を考へてやる、こういうことを政府で御考慮いただきたいと思つておる。

○佐藤委員長 次回は公報をもつてお知らせすることといたしまして、本日はこれにて散会いたします。

午後零時二十八分散会